



外観イメージ



ちばの木づかい協議会事務局
HP:<http://senmorinoie.jp>
連絡先043-227-8233

詳しい資料などもありますので、
を検討されている方は是非お問い合わせ下さい。



千葉県森林組合では県産材の利用を促進するため、または計画的な森林整備を進めるため、県内工務店5社と提携し、「ちばの木づかい協議会」を設立致しました。その中から規格住宅「ちばの木の家」が誕生しました。「ちばの木の家」は内装に漆喰、外装にはモルタル櫛引塗装を採用、また木製建具などの自然素材をふんだんに使用した手作りを感じられる家。住宅性能でも次世代省エネ基準に準じています。

ちばの木の家

組合員の皆様へ ○名義・住所変更等の 手続きについて



相続、委託継承(高齢のため権利を推定相続人に委託すること)、住所変更等に関する手続きをご希望の方、もしくはこれらの手続きがお済でない方は、お気軽に各支所・事業所にご連絡下さい。

1 間伐

スギ・ヒノキの人工林について、毎年約200ヘクタール程度の間伐を行っています。間伐は病害虫や曲がりなどの欠点がある木を中心に、20~30%程度を抜き切りし、残す木の成長を促すことによって木を太らせます。道から遠い場所では切り置きの間伐を行っています。材の搬出には、グラップルやフォワーダなどの林業用の重機を使用し、必要に応じて作業道や作業路を作設しています。



2 竹林の皆伐と植栽

森林に侵入した竹をすべて伐り、稈や枝葉を積み上げて整理し、その跡地に植栽し森林の再生を行っています。植栽後には、木がまわりの草に負けない2~3m程度の高さになるまで下刈りを行います。

スギ非赤枯性溝腐病の被害を受けた森林の木をすべて伐り、その材を林内に搬出します。枝葉は林内に積み上げて整理とともに、その跡地に植栽げた森林の再生を行っています。植栽後には、木が周りの草に負けない2~3m程度の高さになるまで下刈りを行います。



3 溝腐病被害森林の皆伐と植栽

これらの森林整備は、補助金を活用するとともに、伐採した材を森林組合にお譲りいただくことで、原則として組合員の皆様から負担金を頂かず、費用が全て助成される訳ではないため、「効率を重視せざるを得ない施業とすること」や、「林内を重機が走行すること」、「当組合との森林経営委託契約が必要となること」、「事業後は最低でも5年間は森林の転用が不可能となること」などの条件が必要となります。

詳しくは8ページに記載のある最寄の支所・事業所にお問い合わせ下さい。

